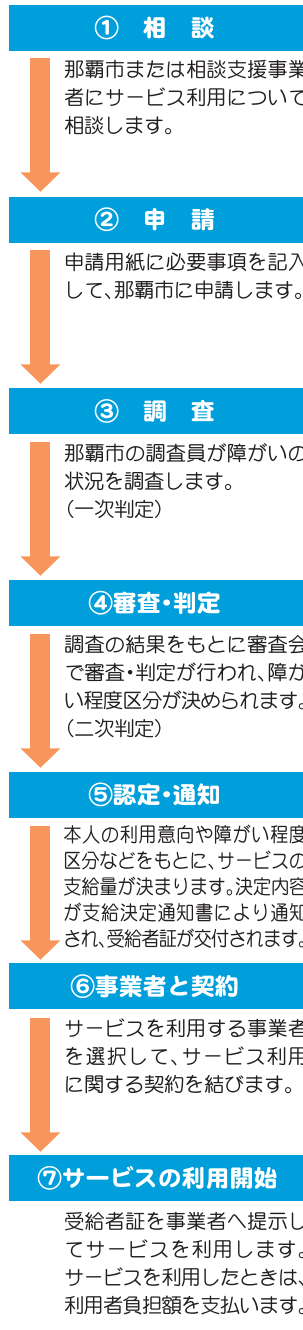


Q どのように手続きをすればいいの？
A 下記のような手順となります。



ご存じですか？



Q どのようなサービスが受けられるの？

A 必要に応じて①～④のサービスが受けられます。



※秘書広報課では、国人名簿以外の障害の「言」の字を「が」と表記していません。

障害者自立支援法

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします。

1 障がい福祉サービス

介護給付

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

- 居宅介護** (ホームヘルプ) → 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
- 重度訪問介護** → 重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
- 行動援護** → 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の補助などをします。
- 児童デイサービス** → 障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
- 短期入所** (ショートステイ) → 自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期間、施設へ入所できます。
- 重度障害者等** 包括支援 → 介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
- 療養介護** → 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
- 生活介護** → 常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動などの機会を提供します。
- 共同生活介護** (ケアホーム) → 共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
- 施設入所支援** → 施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- 自立訓練** → 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 就労移行支援** → 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 就労継続支援** → 一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 共同生活援助** (グループホーム) → 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

身体障がい者

知的障がい者

障がい児

精神障がい者

これまで、支援費制度では対象ではありませんでしたが、障害者自立支援法により、障がい種別を超えて障がい福祉サービスを一元的に提供するしくみになります。



2 自立支援医療

障がいの種類や年齢により決められていた医療費のしくみが一元化されます。

(旧)更正医療

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が障がいを取り除いたり、軽減するために治療・手術を受けるときに医療費の一部を助成していました。

(旧)育成医療

18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性があるが、手術などの治療で障がいの改善が期待出来る児童に対して、医療費の一部を助成していました。

(旧)精神通院医療(32条)

精神障がい者が通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療に要する費用を助成していました。

該当する障がい者が指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得などに応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

※なお、精神通院の場合は、復帰特別措置法の適用により、引き続き自己負担分については公費で負担されます。

自立支援医療

3 補装具の支給

補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を市が負担します。支給を受ける場合は、市へ申請し、承認を受ける必要があります。

※所得に応じて自己負担の上限額を設定します。

医療費の負担軽減

①所得による上限

世帯の所得に応じて以下の区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で障がい者または障がい児の保護者の年収が80万円以下の人	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間的な所得	市町村民税課税世帯で市町村民税額(所得割)が20万円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	市町村民税課税世帯で市町村民税額(所得割)が20万円以上	自立支援医療費支給の対象外

②高額治療継続者の上限

所得の低い人以外でも、「重度かつ継続」(継続的に相当額の医療費負担が発生する人)の場合には、「①所得による上限」とは別に上限額が決められています。

対象となる世帯	上限額(月額)
市町村民税課税で市町村民税額(所得割)が2万円未満	5,000円
市町村民税課税で市町村民税額(所得割)が2万円以上20万円未満	10,000円
市町村民税課税で市町村民税額(所得割)が20万円以上	20,000円

③育成医療の激変緩和措置

18歳未満の人の育成医療については、負担が急に多くならないよう上記①、②とは別に上限額が決められています。

対象となる世帯	上限額(月額)
市町村民税課税で市町村民税額(所得割)が2万円未満	10,000円
市町村民税課税で市町村民税額(所得割)が2万円以上20万円未満	40,200円

A Q もっと詳しく知りたい方は？
 障害福祉課へご連絡下さい。
 《お問い合わせ先》
 那覇市役所本庁2階①番窓口
 ☎ 862-23275
 FAX 862-20621

Q 障がい福祉サービスを利用したときにかかる料金は？
A 原則として費用の1割を支払いますが、負担が重くなりすぎないようにしています。

①利用者負担の上限

所得に応じて四つの区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で障がい者または障がい児の保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	24,600円
一般	市町村民税課税世帯の人	37,200円

その他の負担軽減策として、高額障がい福祉サービス費の支給や入所者等の個別減免、社会福祉法人減免があります。

また、利用者負担のために生活保護の対象となる場合は、生活保護の対象ではなくなるまで負担を軽減します。

4 地域生活支援事業

市が障がい者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

- 相談支援事業** → いろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行います。
- コミュニケーション支援** (手話通訳など) → 手話通訳者の派遣などを通じて、障がい者の方との円滑なコミュニケーションを行います。
- 日常生活用具の給付** → 日常生活を容易にするために必要な用具を給付します。
- 移動支援事業** → 円滑に外出できるよう、移動を支援します。
- 地域活動支援センター** → 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設です。
- 福祉ホーム** → 住居を必要としている人に、低額な料金で、居室などを提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
- 日中一時支援事業** → 障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息を提供します。

期間: 10月23日(月)～10月30日(月)
 場所: 市役所本庁1階ロビー



Q 自立支援法の資料がほしい。
A 「このこのパネル展2006」を開催します。
 沖縄県民の40人に1人が、このこの病で治療を受けているといわれています。
 市民のこのこの健康の保持増進、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を図るために、このこのパネル展2006を開催いたします。
 ストレス耐性自己チェックコーナーを始め、当事者の病体相談、社会復帰施設情報コーナー、障害者自立支援法コーナーなど、おぼろげな情報満載です。
 ぜひ御家族、御友人をお誘いの上、ご参加下さい。